

- 平成25年2月、長崎市のグループホームの火災で5名が死亡し、火元がリコール中のTDK製の加湿器であったことが判明。
- 経済産業省は、平成25年3月13日、TDK(株)の製品回収を確実に実施するため、同社に対して、消費生活用製品安全法第39条第1項の規定に基づく危害防止命令を発動し、製品の回収等を命じた。また、関係流通事業者等に対して協力を要請。
- TDK(株)は、危害防止命令に従い、未回収の製品回収を実施するとともに、新聞、テレビ等を活用して消費者に対する注意喚起を実施し、措置状況の結果を毎月経済産業省に報告。

平成11年

1月25日：TDK(株)が自主回収を開始（46件の非重大事故が発生）

平成25年

2月8日：長崎市のグループホームで重大製品事故（死亡5名）発生

2月22日：TDK(株)から経済産業省に、当該事故の火元が同社製加湿器であった可能性が高い旨の報告

経済産業省からTDK(株)に対して報告徴収命令

2月25日：経済産業省プレス公表（TDK株式会社の再社告について）

3月11日：TDK(株)から経済産業省に報告徴収に基づく報告の提出

3月13日：(独)製品評価技術基盤機構から事故原因究明結果が提出

3月13日：TDK(株)に対し消安法第39条に基づく危害防止命令を発出

同日付でプレス公表

経済産業局、地方自治体、地方自治体等を通じた注意喚起

関係流通事業者等に対する協力の要請を実施

3月27日：消費経済審議会に報告

消費生活用製品安全法第39条（危害防止命令）

主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第32条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【製品回収状況（平成25年9月時点）】

	販売台数	回収台数 25年2月 22日まで	回収台数 25年2月23 日以降	回収率	未回収 台数
KS-500H	20,891	15,382	451	75.8%	5,058
KS-300W	30,871	20,799	830	70.1%	9,242



KS-500H



KS-300W

【TDK(株)の回収に向けた主な取組】

- 新聞へのリコール社告掲載
- テレビCM（地上波デジタル放送、ケーブルテレビ）の放映
- チラシ・ポスターの配布（新聞折込、自治体（消費生活センター等）、小売店（家電量販店等）、高速道路SA・PA等）
- グループホーム、児童施設への電話確認（再確認も実施）
- 大手家電量販店購入客へのDM送付
- 電力料金のお知らせの裏面を活用した広報の実施
- グループホーム、児童施設等への訪問告知